

はじめに

はじめに

1 計画策定の趣旨

本県では、平成 17 年 3 月に策定した「ぎふスポーツ振興計画」に基づき、「県民 1 スポーツ運動」を柱とした生涯スポーツの振興、「日本一・世界一づくり運動」を柱とした競技スポーツの振興、学校における体育・スポーツの振興に取り組んできました。

平成 24 年には「ぎふ清流国体（第 67 回国民体育大会）」「ぎふ清流大会（第 12 回全国障害者スポーツ大会）」を開催し、「ぎふ清流国体」では、天皇杯・皇后杯を獲得、「ぎふ清流大会」では、過去最高となる 184 個のメダルを獲得することができました。

また、両大会を契機として、障がい者スポーツを含むスポーツに対する県民の関心が一層の高まりを見せ、複数の企業が選手を雇用してクラブチームの活動を支える、いわゆる「岐阜方式」の活用等による競技力の向上、おもてなし活動等を通じた県民の地域の絆づくり、障がい者とともに生きる社会づくり、ボランティア活動に対する意識の高揚等、スポーツがもたらす成果を得ることができました。

「ぎふ清流国体」「ぎふ清流大会」の成果を次代に継承、発展させるため、平成 25 年 3 月、「岐阜県清流の国スポーツ推進条例」が制定され、本県の今後のスポーツ推進の指針が示されています。

この間、少子高齢化、経済の停滞、情報化の進展など社会状況が大きく変化し、東日本大震災の被害、復興の過程を経て、地域社会における絆の大切さが再認識されるなど、県民をとりまく環境や意識が急速に変化してきています。

本県では、こうした社会状況や県民生活の変化に呼応するため、平成 26 年 3 月、「岐阜県長期構想」の中間見直しを行い、「希望と誇りの持てるふるさと岐阜県」を目指した、新たな取組みをスタートさせました。

一方、国においては、平成 23 年 6 月、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」とうたう「スポーツ基本法」が制定され、平成 24 年 3 月には、同法の理念の実現に向け、国、地方公共団体及びスポーツ関係団体等が一体となって施策を推進していくための指針となる「スポーツ基本計画」が策定されました。

そして、平成 25 年 9 月には、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、スポーツ立国に向けた動きが加速しています。

本県では、これまで取り組んできたさまざまな施策の成果を踏まえ、国の「スポーツ基本計画」や「岐阜県清流の国スポーツ推進条例」の理念を具現化し、社会、経済、県民生活や意識の変化に対応するため、岐阜県スポーツ推進審議会の答申を受け、「清流の国ぎふスポーツ推進計画」を策定するものです。

2 計画の役割

- 1 本計画は、本県のスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項とその他必要な事項を定めるものです。
- 2 本計画は、県民がスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参画することを支援し、競技団体、学校、市町村、県及びスポーツに関係するあらゆる団体がそれぞれの立場でスポーツに関する活動を行うための指針となるものです。

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項に定める国のスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものと規定された「地方スポーツ推進計画」であるとともに、岐阜県清流の国スポーツ推進条例第7条に、県が策定することが定められている、「スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その実情に即したスポーツの推進に関する計画」に位置づけられます。

3 計画期間

この計画は、令和3年(2021年)の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、平成27年度から令和3年度までの7年間を計画期間とし、スポーツに係る指標の調査に基づき必要に応じて見直しを行います。

